

「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（第2回）議事概要

- 前回会議以降、本連絡会議に新たに構成員として加わった総務省、外務省、文部科学省及び厚生労働省の各構成員から、それぞれの取組状況等について、報告がなされた。

また、関係者として出席した日本弁護士連合会から、同会が実施している無料法律相談について説明がなされた。
- 相談集中強化期間における相談状況について、事務局から、会議資料10「相談状況の分析」に基づき、説明がなされた。
- 上記を踏まえ、相談集中強化期間を延長し、合同電話相談窓口を継続するほか、「金銭的トラブル」に関しては、法的に複雑な問題を含むものが多く、法律の専門家による助力が不可欠であることから、
 - ・ 総合法律支援体制の充実・強化
 - ・ 日本弁護士連合会との連携強化を行うとともに、
 - ・ 適切な消費生活相談対応
 - ・ 適切な警察相談対応・違法行為の取締り等を一層推進していくこと、

また、「親族間の問題」、「心の悩み」や「生活困窮」を訴えるものに関しては、精神的な支援等の充実やこどもの救済という観点から、

 - ・ 孤独・孤立対策のためのチャットボットの充実
 - ・ 精神科医療機関の紹介対応の推進
 - ・ 生活困窮者への自律支援の推進
 - ・ スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーによる支援の推進
 - ・ 虐待対応の周知
 - ・ 人権擁護活動の強化等を強力に推進していくこと、

そのほか、全般的な対策として、相談をちゅうちょしている方々の参考となるよう、

 - ・ 現行法を活用した国民向けの分かりやすい法的整理を発信・周知するため、Q&A形式で、法務省のホームページに掲載すること（会議資料12）相談窓口対応に関して、
 - ・ 相談内容が宗教に関わることのみを理由として消極的な対応を行わないこと霊感商法等に関する被害を未然に防止するため、
 - ・ 消費者教育の取組強化など、会議資料11「第2回会議・取りまとめ概要（案）」のと通りの申合せを行い、引き続き、連携して、お困りの方々の相談を幅広く受け付け、相談の対応や被害者の救済につなげる取組をしっかりと進めていくことを確認した。